



地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 御中 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

令和4年度診療報酬改定関連通知等の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添1から別添4までのとおり訂正しますので、 その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」 (令和4年3月4日保医発0304第3号) (別添1)
- 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」 (令和4年3月4日保医発0304第11号) (別添2)
- ・「医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱いについて」 (令和4年9月5日保医発0905第1号) (別添3)
- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項及び基本診療料の施設 基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(看護の処遇改善)」 (令和4年9月5日保医発0905第2号) (別添4)

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて (令和4年3月4日保医発0304第3号)

第1 特掲診療料の施設基準等

第2 届出に関する手続き 別添2

生殖補助医療管理料に係る報告書

		医療機関名	:
		報告年月日:	年 7月 日
	、治療内容、実施事項について(必 該当するものに「✔」を記入する		
1-1配置人員	産婦人科専門医 うち、生殖医療専門医 泌尿器科専門医 うち、生殖医療専門医 看護師 胚培養士/エンブリオロジスト コーディネーター カウンセラー		() 名 () 名 () 名 () 名 () 名 () 名 () 名
	治療の種類	年間実施件数(年度)
1-2 治療内容	人工授精 採卵術 体外受精 顕微授精 新鮮胚移植 凍結・融解胚移植	() 件 () 件 () 件 () 件 () 件 () 件	
	自医療機関の不妊治療の結果に 社団法人日本産科婦人科学会に から妊娠まで及び妊娠から出産 ている。	おける個別調査票(治療	□ 該当する□ 該当しない
1-3	自医療機関で分娩を取り扱わな者を紹介し、妊娠から出産に至告を受ける等、分娩を取り扱う携をとっている。(自医療機関場合は回答不要)	る全ての経過について報 他の医療機関と適切な連	□ 該当する□ 該当しない
実施事項	国が示す不妊症に係る医療機関 に協力している。	の情報提供に関する事業	□ 該当する□ 該当しない
	医療安全管理体制が確保されて	いる	
	①医療に係る安全管理のため関内に掲げている		□ 該当する□ 該当しない
	② 医療に係る安全管理のため 管理の現状を把握している		□ 該当する□ 該当しない
	③ 医療に係る安全管理のため 施している	の職員研修を定期的に実	□ 該当する□ 該当しない

	(4)	医療機関に	力における事	故報告筌の頃	 医療に係る安全の	D 🗆	該当する
	1				意を講じている		該当しない
	(5)				る配偶子、受精卵		M I U A V
	0				見配属」、 文権の 見点から適切に行	·	該当する
		っている	生人 いいいがて	女 王 目 注 少角	兄宗 / 4 り 週 97 (こ1	, \square	該当しない
	(E)		印伊フ、必 蛙	加の場体に	グキュナル サン	<u> </u>	
	6				áたっては、安全 オな行る 体制なお		
					アを行う体制を構		該当する
			•		ミ施責任者の監督		該当しない
					ニンブリオロジン - 本年 - マいユ		
	/A +E			職貝 2 名以」	こで行っている。		
	,,		没置している	ハ → → → □ □ ☆		. _	きないよって
					长人日本産科婦 <i>人</i>		該当する
					聚機関の登録と 幸	报 □	該当しない
	<u> </u>		見解」に準ず		7.大・ファ 広 広 本土	<i>-</i>	まないよって
		_, ., , ,	, , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		ミ施する医療事 時		該当する
			業に登録・参		- Hu HB ナ 00 たい		該当しない
			いる記録につ	いては、保存	序期間を 20 年以		該当する
	-	している	7.组织比点。	++ T =+ 3\(\frac{1}{2}\) \frac{1}{2}\(\frac{1}{2}\)		# 0	該当しない
				普及啓発等や	P関係者との連携	馬 □	該当する
	と ま	尾施してい	<u> </u>				該当しない
0 沙库安结	. [. [7	ウ 中 土 桂 却	沙库长包ょう	いて (は辛ヨ	±1/2 /		
2 治療実績	、米)	元忠有情報、	治療指針につ	いく(仕息記	戦)		
2-1 治	療実	績について					
○ 前年度	1.7	<u></u> 没疼盟	占において3	5 歳以上 40	農未満である 女	性に分	 して実施した治療の
実績	,,,	111/37/11/2117	M(C401 C 0			工(二人)	
)\/\ightarrow\							
【新鮮胚(」(列)	を用いた治	療成績】				
	,		IVF-ET	Split	ICSI	合計	
採卵総回数	汝 (巨])		·			
移植総回数							
妊娠数(回							
生産分娩数	.,	il)					
移植あたり		-					
12 17 1		_ , (,,,,	得られた全て	<u> </u>	 し、体外受精を	 実施	
			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		ト受精と顕微授料		て実施
I					、顕微授精を実		C) C // C
	- 1/15	, , - o, , lu	2441977) 1 1 (=),1 O		,, <u>.</u>	
【凍結胚を	用い	た治療成績	·]				
			融解胚子宮				
			内移植				
4, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,							
移植総回数	汝(厚])	1 4 10 111				
移植総回数		1)	141211				
妊娠数(回	回)	·	1 7 1 1				
	回) 数 (巨	1)	7.7010	- - -			

2-2 来院患者情報	
 ○ 前年度に体外受精・顕微授精・胚移植を行った患者数(実数) 25 歳未満: () 名 25 歳以上 30 歳未満: () 名 30 歳以上 35 歳未満: () 名 35 歳以上 40 歳未満: () 名 40 歳以上 43 歳未満: () 名 	
43 歳以上: () 名	

2-3 治療指針について

○ 施設における統一された治療指針がありましたら記載して下さい。

(治療指針の例)

- ・ 治療のステップアップ・ステップダウンに関する考え方
- ・ 年齢に応じた治療の選択
- 調節卵巣刺激法(自然周期・低刺激、高刺激等)の選択

[記載上の注意]

- 1 各項目について、報告年の4月1日時点の状況について記載すること。
- 2 「1-1」の配置人員について、人員の算出は、常勤換算で行うこと。病院で定めた医師の1週間の勤務時間が、32時間未満の場合は、32時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師として常勤換算する。(医療法第25条第1項)
- 3 「1-1」の配置人員について、胚培養士/エンブリオロジストについては、生殖補助医療胚培養士又は臨床エンブリオロジスト等の認定を受けている者又は大学において胚培養に関する専門的な教育を受けた者であって胚を取り扱う業務に従事しているものを記載すること。ただし、産婦人科専門医又は泌尿器科専門医が兼務している場合は、人数に含めない。
- 4 「1-1」の配置人員について、コーディネーター及びカウンセラーについては、産婦人科専門医・泌尿器科専門医・看護師・胚培養士/エンブリオロジストが兼務する場合には、コーディネーター及びカウンセラーには含めないこと。
- 5 「1-2」の治療内容、「2-1」の治療実績及び「2-2」の来院患者情報については、報告の前年度 1年間の実績を記載すること。

精巣内精子採取術に係る報告書

		医療機関名	í:
		<u>報 告 年 月 日</u>	: 年 7月 日
	、治療内容、実施事項について(必 亥当するものに「✔」を記入する		
1-1 配置人員	泌尿器科専門医 うち、生殖医療専門医 産婦人科専門医 うち、生殖医療専門医 看護師 コーディネーター カウンセラー		() 名 () 名 () 名 () 名 () 名 () 名 ()
	 治療の種類	左門字坛供粉 (年度)
1 - 2		年間実施件数(平度)
治療内容	精巣内精子採取術	() 件	
18//4() 4 B	顕微鏡下精巣内精子採取術)件	
	医療安全管理体制が確保されて	いる	_
	① 医療に係る安全管理のため	の指針を整備し、医療機	□ 該当する
	関内に掲げている		□ 該当しない
	② 医療に係る安全管理のため	の委員会を設置し、安全	
	管理の現状を把握している		□ 該当しない
	③ 医療に係る安全管理のため	の職員研修を定期的に実	□ 該当する
	施している		□ 該当しない
	④ 医療機関内における事故報		** * * * -
	確保を目的とした改善のた		□ 該当しない
1 - 3	⑤ 自医療機関において保存さ		
実施事項	及び記録を安全管理の観点	、から適切に行っている	□ 該当しない
	倫理委員会を設置している		
	※ 委員構成等については、公		□ 該当する
	科学会の会告「生殖補助医療	実施医療機関の登録と報	□ 該当しない
	告に関する見解」に準ずる		
	公益財団法人日本医療機能評価		□ 該当する
	情報収集等事業に登録・参加し		□ 該当しない
	不妊治療にかかる記録について	は、保存期間を 20 年以	□ 該当する
	上としている		□ 該当しない
	国が示す不妊症に係る医療機関	の情報提供に関する事業	□ 該当する
	<u>に協力している。</u>		□ 該当しない

里親・特別養子縁組制度の普及啓発等や関係者との連携	該当する
を実施している	該当しない

2 来院患者情報について(任意記載)

2 - 1	本院	患者情	報
	L 7КРЛ		±ΙΧ.

○ 前年度に精巣内精子採取術を行った患者数 (実数)

20 歳未満: () 名

 20 歲以上 30 歳未満: ()名

 30 歲以上 40 歳未満: ()名

 40 歲以上 50 歳未満: ()名

50 歳以上: () 名

[記載上の注意]

- 1 各項目について、報告年の4月1日時点の状況について記載すること。
- 2 「1-1」の配置人員について、人員の算出は、常勤換算で行うこと。病院で定めた医師の1週間の勤務時間が、32時間未満の場合は、32時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師として常勤換算する。(医療法第25条第1項)
- 3 「1-1」の配置人員について、コーディネーターおよびカウンセラーについては、泌尿器科 専門医・産婦人科専門医・看護師が兼務する場合には、コーディネーターおよびカウンセラーに は含めないこと。
- 4 「1-2」の治療内容及び「2-1」の来院患者情報については、報告の前年度1年間の実績を記載すること。

特定診療報酬算定医療機器の定義等について (令和4年3月4日保医発0304第11号)

別表 1

I 医科点数表関係

特定診		定義									
療報酬	薬事承認上	の位置付け			対応する						
算定医 療機器 の区分	種別	一般的名称	その他の 条件	対心する 診療報酬項目							
				通則 18	内視鏡手術用支援機器を用 いて行った場合においても 算定できる手術						
				三次元画して、術者の	<u>K655-2</u>	<u>腹腔鏡下胃切除術</u> 3 悪性腫瘍手術 (内視鏡手 術用支援機器を用いるもの)					
手 術 用	機械器具	五作田口	像を通し		<u>K655-5</u>	<u>腹腔鏡下噴門側胃切除術</u> 3 悪性腫瘍手術(内視鏡手 術用支援機器を用いるもの)					
ロボット手術ユニッ	(12) 理学診療	手術用ロボット手術ユニッ	内 視 鏡 内 術 オ よ よ よ っ た す す る こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	(12)ボット手 ボット手 術コニット ト内視鏡手 術器具操 作を支援 すること が可能な もの	ボット手術ユニッ	ボット手 術ユニッ 作	術器具操	トート 内視鏡手 一	ウ視鏡手ット手術器具操	<u>K657-2</u>	<u>腹腔鏡下胃全摘術</u> 4 悪性腫瘍手術(内視鏡手 術用支援機器を用いるもの)
F (I)	/13 HB //	713 411 75			が可能な	K773-5	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内 視鏡手術用支援機器を用い るもの)				
							<u>K773-6</u>	<u>腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術</u> (内視鏡手術用支援機器を 用いるもの)			
				K843-4	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)						

医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱いについて (令和4年9月5日保医発0905第1号)

別添1

○「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和4年3月4日保医発0304第1号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

 改正後
 改正前

別添1

医科診療報酬点数表に関する事項

第1章 基本診療料

第1部 初・再診料

第1節 初診料

A000 初診料

 $(1)\sim(27)$ (略)

(1)~(12) (略)

(13) 現に診療継続中の患者につき、新たに発生した他の傷病で初診を行った場合には、当該新たに発生した傷病について初診料は算定できない。

ただし、「注5」のただし書に 規定する同一保険医療機関にお いて、同一日に他の傷病(1つ 目の診療科で診療を受けた疾病 又は診療継続中の疾病と同一の 疾病又は互いに関連のある疾病 以外の疾病のことをいう。) につ いて、新たに別の診療科(医療 法上の標榜診療科のことをい う。)を初診として受診した場合 (1つ目の診療科の保険医と同 一の保険医から診察を受けた場 合を除く。) は、現に診療継続中 の診療科を除く診療科1つに限 り、同ただし書の所定点数を算 定できる。また、診療継続中以 外の患者であって、同一日に他 の傷病で2以上の診療科を初診

別添1

医科診療報酬点数表に関する事項

第1章 基本診療料

第1部 初・再診料

第1節 初診料

A000 初診料

 $(1)\sim(27)$ (欧)

(1)~(12) (略)

(13) 現に診療継続中の患者につき、新たに発生した他の傷病で初診を行った場合には、当該新たに発生した傷病について初診料は算定できない。

ただし、「注5」のただし書に 規定する同一保険医療機関にお いて、同一日に他の傷病(1つ 目の診療科で診療を受けた疾病 又は診療継続中の疾病と同一の 疾病又は互いに関連のある疾病 以外の疾病のことをいう。) につ いて、新たに別の診療科(医療 法上の標榜診療科のことをい う。)を初診として受診した場合 (1つ目の診療科の保険医と同 一の保険医から診察を受けた場 合を除く。) は、現に診療継続中 の診療科を除く診療科1つに限 り、同ただし書の所定点数を算 定できる。また、診療継続中以 外の患者であって、同一日に他 の傷病で2以上の診療科を初診

として受診する場合において も、2つ目の診療科に限り、同 ただし書の所定点数を算定でき る。この場合において、「注6」 から<u>「注15」</u>までに規定する加 算は、算定できない。なお、患 者が専門性の高い診療科を適切 に受診できるよう保険医療機関 が設置した総合外来等について は、診療科とみなさず、総合外 来等を受診した場合であっても同 ただし書の所定点数は算定でき ない。

 $(14) \sim (27)$ (略)

(28) 削除

として受診する場合において も、2つ目の診療科に限り、同 ただし書の所定点数を算定でき る。この場合において、「注6」 から<u>「注14」</u>までに規定する加 算は、算定できない。なお、患 者が専門性の高い診療科を適切 に受診できるよう保険医療機関 が設置した総合外来等について は、診療科とみなさず、総合外 来等を受診した場合であっても同 ただし書の所定点数は算定でき ない。

 $(14) \sim (27)$ (略)

(28) 電子的保健医療情報活用加算

「注14」に規定する電子的保健 医療情報活用加算は、オンライン 資格確認システムの活用により、 診断及び治療等の質の向上を図 る観点から、外来において、オン ライン資格確認システムを通じ て患者の薬剤情報又は特定健診 情報等を取得し、当該情報を活用 して診療等を実施することを評 価するものであり、別に厚生労働 大臣が定める施設基準を満たす 保険医療機関を受診した患者に 対して、健康保険法(大正11年 法律第70号)第3条第13項に規 定する電子資格確認により、当該 患者に係る診療情報等を取得し た上で診療を行った場合に、月1 回に限り算定する。

ただし、初診の場合であって、 健康保険法第3条第13項に規定 する電子資格確認により、「当該 患者に係る診療情報等の取得が 困難な場合又は他の保険医療機 関から当該患者に係る診療情報 等の提供を受けた場合等」にあっ ては、令和6年3月31日までの 間に限り、月1回に限り3点を算

<u>定する。</u>

(新設)

(29) <u>医療情報・システム基盤整備</u> 体制充実加算

ア 「注15」に規定する医療情 報・システム基盤整備体制充 実加算は、オンライン資格確 認の導入の原則義務化を踏ま え、オンライン資格確認を導 入している保険医療機関の外 来において、初診時に患者の 薬剤情報や特定健診情報等の 診療情報を活用して質の高い 診療を実施する体制を評価す るものであり、別に厚生労働 大臣が定める施設基準を満た す保険医療機関を受診した患 者に対して初診を行った場合 に、医療情報・システム基盤 整備体制充実加算1として、 月1回に限り4点を算定す る。

ただし、健康保険法(大正 11年法律第70号)第3条第1 3項に規定する電子資格確認 により当該患者に係る診療情報を取得等した場合又は他の 保険医療機関から当該患者に 係る診療情報の提供を受けた場合は、医療情報・システム 基盤整備体制充実加算2として、月1回に限り2点を算定する。

- イ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定する保険医療機関においては、以下の事項について院内及びホームページ等に掲示し、必要に応じて患者に対して説明する。
 - (イ)オンライン資格確認を行う体制を有していること。
 - (ロ) 当該保険医療機関を受

診した患者に対し、受診 歴、薬剤情報、特定健診 情報その他必要な診療情 報を取得・活用して診療 を行うこと。

ウ 初診時の標準的な問診票の 項目は別紙様式 54 に定めると おりであり、医療情報・システ ム基盤整備体制充実加算を算 定する保険医療機関は、患者に 対する初診時問診票の項目に ついて、別紙様式 54 を参考と する。

※訂正箇所を明確化するため、訂正箇所のみ赤字見消により記載。

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項及び 基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて (看護の処遇改善) (令和4年9月5日保医発0905第2号)

別添2

看護職員処遇改善評価料の施設基準等

看護職員処遇改善評価料 賃金改善計画書(令和 年度分)

保険医療機関コード	
保険医療機関名	

T	賃	4	짱	盖	宔	tán	抽	問
1 .		स्तर	LX	=	_	m	жл	181

① 令和 年 月 ~ 令和 年 月

Ⅱ. 看護職員処遇改善評価料の見込額

②新規届出時又は4月1日時点における区分			
区分 ()	点数	点
③賃金改善実施期間における、延べ入院患者数の見込み			人
④本評価料による収入の見込額(②×③×10円)			円

Ⅲ. 賃金改善の見込額

⑤賃金改善実施期間において賃金の改善措置が実施される場合の当該措置の対象職員の賃金総額					
	F				
⑥本評価料の改善措置が実施されない場合の当該措置の対象職員の賃金総額	F				
⑦賃金改善の見込額 (⑤一⑥)	F				
⑦は④以上か					

Ⅳ.看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)に係る事項

⑧看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の常勤換算数	人
⑨看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の賃金改善の見込額	円
⑩ベア等による引上げ分	円
(基本給又は決まって毎月支払われる手当による引上げ分)	
⑪ベア等の割合 (⑩÷⑨)	%

V. 処遇改善の対象に加える看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)以外の職員に係る事項

⑩看護職員等に加え、 賃金の改善措置の対象 に加える職種				
⑬賃金改善の対象に加える看護職員等(保健師、助産的	市、看護師及び准看護師)以タ	トの職員の		
常勤換算数		人		
(4) 看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)	以外の職員の賃金改善の見込	└額─(7)──9)─		
		円		
⑤ベア等による引上げ分		円		
(基本給又は決まって毎月支払われる手当による引上げ分)				
⑥ベア等の割合(⑤÷⑭)		%		
	⑤が⑭の2/3以上であるか			

VI. 賃金改善を行う賃金項目及び方法

⑪賃金の種類		
□基本給	□決まって毎月支払われる手当(新設) □ 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)	
□賞与	□実績等に応じて支払われる手当(新設) □ 実績等に応じて支払われる手当(既存の増額)	
□その他	C)
18賃上げの担保		
□就業規則	の見直し □賃金規程の見直し	
□その他の	方法:具体的に()
19賃金改善に関	引する規定内容(できる限り具体的に記入すること。)	_

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

|--|

【記載上の注意】

- 1 「①賃金改善実施期間」は、原則 4 月(年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月)から翌年の 3 月までの期間をいう。
- 2 「③延べ入院患者数」は、本評価料を算定する期間における、延べ入院患者数の見込みを記載すること。(「様式1の延べ入院患者数」×「賃金改善実施期間の月数」とする。)
- 3 「⑤賃金改善実施期間において賃金の改善措置が実施される場合の当該措置の対象職員の賃金総額」、「⑥本評価料の改善措置が実施されない場合の当該措置の対象職員の賃金総額」、「⑨看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の賃金改善の見込額」、「⑩⑤ベア等による引上げ分」は、それぞれ賃金改善実施期間における額を記載すること。
- 4 「⑥本評価料の改善措置が実施されない場合の当該措置の対象職員の賃金総額」は、対象職員に 対する定期昇給による賃金上昇分も反映した額を記載すること。
- 5 「⑦賃金改善の見込額」に、基本給等の引き上げにより増加した法定福利費等の事業者負担分が 含まれる場合であっても、「⑨看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の賃金改善の 見込額」及び「⑭看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)以外の職員の賃金改善の見 込額」には、基本給等の引き上げにより増加した法定福利費等の事業者負担分を含めないこと。
- 56 「⑧看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の常勤換算数」及び「⑬賃金改善の対象に加える看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)以外の職員の常勤換算数」は、計画書を提出する時点で対象となる人数を記載すること。また、小数点第二位を四捨五入した数を記入すること。
- 6-7 「⑫看護職員等に加え、賃金の改善措置の対象に加える職種」は、本評価料による収入により処 遇改善を行う職種であって、保健師、助産師、看護師及び准看護師以外の職種をすべて記載する こと。
- 7-8 「⑪賃金改善に関する規定内容」は、「⑱賃上げの担保方法」に記載した根拠規程のうち、賃金 改善に関する部分を記載すること。

看護職員処遇改善評価料 実績報告書(令和 年度分)

保険医療機関コード	
保険医療機関名	

I.看護職員処遇改善評価料の実績額

1):		平価料の区:		11 IM 4"1 07 X 492 LIX					
	算定期間					点数の区分	点数		
	а	令和	年	月~ 令和	年	月			点
	b	令和	年	月~ 令和	年	月			点
	С	令和	年	月~ 令和	年	月			点
	d	令和	年	月 ~ 令和	年	月			点
2	算定	巨Ѹ							
				算	定期間			算定回数	
	а	令和	年	月~ 令和	年	月			回
	b	令和	年	月~ 令和	年	月			回
	С	令和	年	月~ 令和	年	月			回
	d	令和	年	月~ 令和	年	月			回
	計								回
3	<u>本評</u>	平価料によ	る収入の	D実績額					
				算	定期間			実績額	
	а	令和	年	月~ 令和	年	月			円
	b	令和	年	月~ 令和	年	月	·		円
	С	令和	年	月~ 令和	年	月			円
	d	令和	年	月~ 令和	年	月			円
	計								円

Ⅱ.賃金改善の実績額

④賃金改善実施期間において賃金の改善措置が実施された対象職員の賃金総額	円
⑤本評価料の改善措置が実施されなかった場合の当該措置の対象職員の賃金総額	円
⑥賃金改善の実績額(④-⑤)	円
⑥は③以上か	

Ⅲ.看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)に係る事項

⑦看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の常勤換算数	人
⑧看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の賃金改善の実績額	円
⑨ベア等による引上げ分	田
(基本給又は決まって毎月支払われる手当による引上げ分)	
⑩ベア等の割合 (⑨÷⑧)	%
⑨が⑧の2/3以上である;	<i>b</i> '

IV. 処遇改善の対象に加える看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)以外の職員に係る事項

THE STATE OF THE S	
⑪看護職員等に加え、賃金の (
改善措置の対象に加える職種	
⑫賃金改善の対象に加える看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)以外の職員の	
常勤換算数	人
③看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)以外の職員の賃金改善の実績額 (⑥ - ⑧)	
	円
④ベア等による引上げ分	円
(基本給又は決まって毎月支払われる手当による引上げ分)	
⑤ベア等の割合 (⑭÷⑬)	%
仰が③の2/3以上であるか	

V. 賃金改善実施期間

(f) 令和 年 月 ~ 令和 年 月

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 開設者名:

【記載上の注意】

- 1 報告対象年度において複数の種類の点数区分を取得した場合、Iの各項目には、すべての区分・点数及び算定期間に係る事項を記載すること。
- 2 「④賃金改善実施期間において賃金の改善措置が実施された対象職員の賃金総額」、「⑤本評価料の改善措置が実施されなかった場合の当該措置の対象職員の賃金総額」及び「⑨⑭ベア等による引上げ分」は、報告対象年度の実績を記載すること。
- 3 「⑤本評価料の改善措置が実施されなかった場合の当該措置の対象職員の賃金総額」は、対象職員 に対する定期昇給による賃金上昇分も反映した額を記載すること。
- 4 「⑥賃金改善の実績額」に、基本給等の引き上げにより増加した法定福利費等の事業者負担分が含まれる場合であっても、「⑧看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の賃金改善の実績額」及び「⑬看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)以外の職員の賃金改善の実績額」には、基本給等の引き上げにより増加した法定福利費等の事業者負担分を含めないこと。
- 4.5 「⑦看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の常勤換算数」及び「⑫賃金改善の対象に加える看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)以外の職員の常勤換算数」は、報告対象年度の各月1日の対象となる職員の平均人数を記載すること。また、小数点第二位を四捨五入した数を記入すること。
- 5-6 「⑪看護職員等に加え、賃金の改善措置の対象に加える職種」は、本点数による収入により 処遇改善を行った職種であって、保健師、助産師、看護師及び准看護師以外の職種をすべて 記載すること。